

# 幼稚園預かり事業 無償化について

## 公立幼稚園預かり保育を利用する子供たち

**【対象者】** 同居親族（別居保護者含む）の「保育の必要性」（別紙参照）が認められた児童が無償化制度の対象となります。認可保育所と同等の保育の要件となります。

● 無償化の対象期間は、「保育の必要性」が認められた期間のみです。

**※期限が切れる保護者は、ご自身で、手続きが必要です。更新期限前に、保育の必要性を確認できる書類を提出してください。**

**※幼稚園は教育機関です。学校長の判断で、預かり実施ができない期間が発生する場合があります。保育の要件が高い方や、預かり実施ができない期間の預け先に不安がある保護者は保育園入所を検討されてください。**

## 【利用料】

○ 幼稚園（教育部門）の利用に加え、**利用日数に応じて、月額5,000円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

※対象額は、日額450円に利用日数を乗じた金額と預かり利用料5,000円で比べて、少ない金額が支給額となります。事前に休園届等がでておらず利用日数が少ない場合、自己負担が発生することがあります。自己負担が発生した場合のみ、翌月の15日までに、納付書を送付いたします。

◎ 保育の要件がない方は、各園にて若干名一時預かり（有料）を利用できます。各幼稚園へお問い合わせ下さい。